平成 30 年度

厚生労働科学行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業(身体・知的分野)

分担研究報告書

国連障害者権利条約締結国会議における障害統計の議論

研究分担者 北村 弥生 (国立障害者リハビリテーションセンター)

研究要旨:第11回国連障害者権利条約締結国会議(2019.6ニューヨーク)では横断テーマが「障害統計」とされた。そこで、同会議に参加し、資料・会議での情報収集を行った。しかし、本会議およびサイドイベントで「障害統計」が直接に取り上げられることは少なかった。例えば、ラウンドテーブル1のテーマ「国家財政の余地、官民パートナーシップ、条約の実施を強化するための国際協力」の趣旨説明資料のうち横断テーマの「障害統計」に関する記載は22項目中3項目に限られ、 障害に関するデータは不足していることの指摘、 障害者権利条約の不足や達成を数値で示した2例にとどまった。

一方、複数のサイドイベントでは、障害に関するデータ収集に国連国際障害統計ワシン トングループ会議の指標を使用していることが言及された。指標の課題の指摘もあったが、 ワシントングループ会議事務局からの参加者との開かれた議論が成立していた。

これらのことから、横断テーマを「障害統計」にしたことは、障害に関するデータはま だ未整備であるが、障害者権利条約に関する議論を理念にとどめず、具体的に目的および 達成を示すために障害統計が重要なことの意識向上に貢献したと考えられた。

A.背景・研究目的・方法

国連障害者権利条約締結国会議(以下、 締結国会議)は、同条約の第40条に、「締 結国は、この条約の実施に関する事項を検 討するため、定期的に締結国会議を開催す る」と定められている。2008年以来、ニュ ーヨークの国連本部で開催され、第11回会 議(2019年6月12日から14日)¹⁾の横断 テーマは、「障害者の権利を実現するための 質の高い障害統計と障害の有無によるデー タの分別」であった。そこで、締結国会議 で障害統計および障害データについて、ど のような意見交換がなされるのかを知るた めに会議に参加し、外務省から推薦を受け てラウンドテーブル1で発表するとともに 文献調査を行った。

B . 結果

国連障害者権利条約

国連障害者権利条約は2006年12月13日 に第61回国連総会において採択された (61/106)。同条約は2008年4月3日まで に中華人民共和国、サウジアラビアも含む 20ヵ国が批准し、2008年5月3日に発効し た。

第11回締結国会議

第 11 回会議の包括テーマは、「障害者権 利条約の完全実施により誰も取り残されな い」であり、サブテーマは以下の3つであった。

- 4) 条約の実施を強化するための国家財政 の余地、官民パートナーシップ、国際協 力
- 2) 女性(女児)障害者
- 3) 政治参加と法のもとの平等認識

表1に、本会議場のプログラムを示した。 1日目には、議題の採択などが行われた後、 2日目にサブテーマと、3日目にの ラウンドテーブルが行われた。会議では、9 名の障害者権利条約委員会委員の改選選挙 も行われた。

ラウンドテーブル1

ラウンドテーブル1について、主催者か らの趣旨説明を資料1に、日本からの発表 原稿(終了後の編集を含む)を資料2に示 した。趣旨説明のうち横断テーマの「障害 統計」に関する記載は22パラグラフ中3 パラグラフ(パラグラフ9~10)に限られ、

障害に関するデータは不足していることの指摘、 障害者権利条約の不足や達成を数値で示した2例にとどまった。ほとんどすべての発表・発言は、横断テーマである

「障害統計」に特に配慮されてはいなかっ た。発表者全員には事前にメールで趣旨説 明が送付されたが、発表者間の事前打ち合 わせはなかった。

日本からの発表では、新たな「障害に関 するデータ収集」が、民間に先導され、国 際組織の協力を得た障害者団体により啓発 され、重要性が認識された段階で国が完成 させた例を紹介した。

発表に続く発言は、事前に発言者が登録 されており、発表内容に対する質問や意見 を述べるのではなく、締結国の成果あるい は市民団体の成果・要望が述べられた。

スウェーデンからは、「福祉制度が進んで いる国でも、条約施行に際して新たな進展 を果たすための財源確保は困難なこと」が 発言された。

サイドイベント

本会議場以外に、国連本部ビル内あるい は近隣で多くのサイドイベントが期間中お よび前日に行われた。サイドイベント一覧 を表2に示した。

複数のサイドイベントで、障害に関する データ収集に国連障害統計シントングルー プ会議の指標を使用していることが言及さ れた。会議での発表に障害に関するデータ が使われていなくても、国あるいは市民団 体で収集したデータを整理して刊行してい ることも、会議後の私的会話で知ることが できた。

ワシントングループ会議が開発した指標 に対する課題の指摘もあった。例えば、二 分脊椎協会(英国)の代表は、ワシントン グループの指標が2歳以上を対象としてい ることに対し、「先天性障害児は2歳まで障 害児として存在を認知されない」と批判し た。ワシントングループ事務局である米国 CDC からの参加者2名は、手分けして、関 連するプログラムに参加して情報収集し、 質問や批判に回答していた。対象者の年齢 に対する回答は、「生活機能による評価であ るため、機能の実施を評価できる年齢に達 することが必要」というのがワシントング ループ事務局の立場である。しかし、ICF のうち心身機能・身体構造の領域があり、 理論的には、この視点から評価すれば出生 直後からの評価が可能になる。

参加者の障害種別

参加者の中で、車椅子利用者と視覚障害 者は、外見上、目立っていた。外見上、わ かりにくい「精神障害者」をテーマにした サイドイベントは見当たらず、精神障害者 団体による発言も筆者が参加したプログラ ムではなかった。知的障害者については、 サイドイベントで支援者と一緒に発言した り、参加者としてコメントする例が複数あ った。アフリカからの障害当事者参加も目 に付いた。

聴覚障害者については、手話通訳者によ リ存在が知られた。サイドイベント会場で、 発表者が手話利用者である場合には、手話 通訳者がスクリーンを隠してしまうことも あり、手話通訳者と聴衆の配置の調整が行 われた。また、手話利用者による母国語の 手話を手話通訳者 A(ろう者:図3ではテ ーブルの中央で背中を向けている)が国際 手話に訳し、聴衆からの英語による質問を 手話通訳者 B1(テーブルの中央、手話通訳 者と対面座位)とB2(スクリーンの横立位) が国際手話通訳で訳した後、ろう者の母国 語手話に手話通訳 A が訳す場合もあった。

日本では、総合支援法によるサービスを 利用できる「難病」が指定されたり、難病 患者あるいは慢性疾患患者が新しい障害種 別を作り「障害者の認定を受けたい」と要 望する例もある。しかし、締結国会議では 本会議でもサイドイベントでも慢性疾患に ついての言及は主催者からも参加者からも なかった。国際リハビリテーション医学に よる「慢性疼痛」に関するサイドイベント が、唯一、慢性疾患に関連したと考えられ た。ここでは、痛みを持つ多様な疾患、例 えばガンも含めた問題提起が行われた。



図1 本会議場



図2 本会議場モニター



s-to-the-convention-on-the-rights-of-p ersons-with-disabilities-2/cosp11.html

図3 サイドイベントで、発表者が手話利用者の場合

D. 考察

横断テーマを「障害統計」にしたことは、 障害に関するデータはまだ未整備であるが、 障害者権利条約に関する議論を理念にとど めず、具体的に目的および達成を示すため に障害統計が重要なことの意識向上に貢献 したと推測された。

E. 結論

「障害統計、障害データ」に関する意識 は締結国・市民団体共に強いことがわかっ た。「障害統計、障害データ」の体系は未整 備ではあるが、障害者権利条約の目標や成 果を示す指標としての重要であることは認 識され、個々のデータ収集も行われていた。

ワシントングループ会議が開発した指標 の利用も広まっていた。ワシントングルー プ会議の指標への批判もあったが、開発の 事務局との開かれた会話も成立していた。

F. 引用文献

国連障害者権利条約締結国会議公式ペ ージ

https://www.un.org/development/desa/di sabilities/conference-of-states-partie